

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、大雨及び洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 水防の責任

1 市の水防責任

市は、法第3条によりその区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 県の水防責任

県は、法第3条の6による県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第3節 水防計画の策定及び公表

1 この計画は、法第32条の規定に基づき定め、及び毎年検討を加え必要があると認めるときはこれを変更する。水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第16条第1項の規定に基づく奥州市防災会議（奥州市防災会議条例参照）に諮るとともに、岩手県知事に協議する。

2 水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表する。